

指定NPO法人の監事の考え方について (案)

【第 3 回審議会でのご意見】

NPO法人の監事が、当該NPO法人の顧問を務める税理士・公認会計士（以下税理士等）として、決算書などの計算書類を作成したうえ、自ら監査を行った場合は、昨今のコンプライアンスの観点から、好ましくないのではないか。

《事務局の考え方》

- NPO法人の監事は、その職務に照らし、理事またはNPO法人の職員を兼ねてはなりません(法第18条、第19条)。
- 理事またはNPO法人の職員を兼ねていなければ、NPO法人の顧問を務める税理士等が当該法人の監事となることは違法ではありません。
- また、NPO法人の監事である税理士等が、法人との顧問契約に基づき業務として作成した計算書類を、同法人の監事として自ら監査することも違法とはされていません。
- さらに、指定NPO法人の指定基準及び申し出書では、決算書類等の作成者について何らかの要件を求める規定は設けていません(府手続条例)。
- 以上より、NPO法人の監事である税理士等が計算書類を作成した上で、自ら監査を行っていたとしても、指定NPO法人の指定基準に反するものではありません。
- 事務局としては、指定の申し出のあったNPO法人に対する事前の現地調査において、当該NPO法人の監事でもある税理士等が計算書類等を作成していることが判明した場合は、それらの計算書類が適切に作成され、監査がなされているかについて、十分に確認するように努めます。

【参考】 特定非営利活動促進法
(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。